

令和8年度銚田市中小企業等人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業等の人材の育成に係る取組みを支援し、事業に係る専門的な知識、技術力、経営力等の向上、強化等を図り、もって本市の産業の活性化及び発展に資するため、人材育成に取り組む中小企業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者、小規模企業者及び個人事業者(農林水産業を除く)をいう。
- (2) 人材育成事業 中小企業等が、事業に係る専門的な知識、技術力、経営力等の向上、強化等を図るため、市内の事業所で常時使用する従業員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項で定める被保険者をいう。)(以下「受講者」という。)に対し、講習会、研修会、技能検定、免許等(以下「講習会等」という。)の受講又は取得に係る事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす中小企業等とする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ市内で1年以上事業を行っていること
 - (2) 受講者の講習会等に係る経費の全額を負担し、講習会等を受講又は取得させていること
- 2 前項に規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象とはしない。
- (1) 受講者の講習会等に係る経費について、国、県、市その他の団体による補助金等の交付を受けた者
 - (2) 市税及びは法人市民税を滞納している者(中小企業等及び申請する受講者)
 - (3) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
 - (4) 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 法人でその役員に、暴排条例第2条第2号又は第3号に該当する者がいる者
 - (6) 補助金の交付以降に事業を継続する意思のない者
 - (7) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当ではないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、人材育成に係る事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 講習会、研修会等の受講料（教材費を含む）
- (2) 受験料（合否判定に合格したものに限り。）

2 前項の規定にかかわらず、講習会等の開催者等からの受講証明又は修了したことが確認できる書類等の交付を受けなかった者、その他合否判定のあるものについては、不合格の者に要した経費は、補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に定める額を限度額とする。

- (1) 補助金の交付額は、1名あたり5万円を限度額とし、1事業者あたり最大2名までとする。

（補助金の交付条件）

第6条 補助金の交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者は、補助事業が完了した日から最低1年以上、市内に事務所を有し、市内で事業を行うこと。
- (2) 申請者は、補助事業が完了した日から最低1年以上、受講者を市内の事業所において雇用すること。ただし、解任を除く役員の辞任又は従業員の雇用保険法第23条第2項に規定する離職の場合はこの限りでない。
- (3) 補助事業の完了後も人材育成に関する調査等があった場合には協力すること。

（補助金の申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、銚田市中小企業等人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて令和9年2月26日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 人材育成事業計画書（様式第2号）
- (2) 講習会等の内容及び補助対象経費が確認できる書類
- (3) 法人にあっては登記簿謄本若しくは登記事項全部証明書又はその写し、個人にあっては開業等届の写し及び住民票の写し
- (4) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (5) 受講者の雇用保険被保険者証の写し
- (6) 決算書類の写し（申請者の事業経営状況が確認できる書類）

法人：申請日から見て直近の決算時の法人概況説明書及び貸借対照表、損益計算書、販売費、一般管理費の内訳が分かる書類の写し

個人：前年の確定申告書（第一表・第二表）又は市県民税申告書の写し及び収支内訳書の写し

- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付の申請は、一事業者につき、1回を限度とする。
- 3 一度受理した申請書等については、補助金交付の可否にかかわらず、返却しないものとする。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合には、当該交付申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、銚田市中小企業等人材育成事業補助金交付決定通知書(様式第4号)又は銚田市中小企業等人材育成事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定通知書に補助金交付の目的を達成するために第6条で定めるもののほか必要な条件を付することができる。

(計画の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、やむを得ず、交付決定を受けた内容から2割以上の変更が生じる場合又は講習等の期間が2週間以上変更となる場合は、銚田市中小企業等人材育成事業変更承認申請書(様式第6号)を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに銚田市中小企業等生産性向上応援事業補助金変更認定通知書(様式第7号)又は銚田市中小企業等生産性向上応援事業補助金変更不認定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了後30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、銚田市中小企業等人材育成事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 人材育成事業実績概要書(様式第9号内)
- (2) 補助対象経費内訳書(様式第9号内)
- (2) 講習会等を受講又は取得したことを証する書類の写し
- (3) 補助対象経費に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了報告を受けた場合において、当該完了報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、銚田市中小企業等人材育成事業補助金確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに銚田市中小企業等人材育成事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付依頼を受けたときは、速やかに指定した口座に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、規則又はこの告示の規定に基づく命令等に反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに銚田市中小企業等人材育成事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者にその全部又は一部の返還を命じることができる。

(状況の調査等)

第15条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な推進を図るため必要と認めるときは、補助事業の状況を調査し、又は補助事業者に報告を求めることができるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月20日から施行する。